

議案第12号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条の2、第16条関係）	別表（第2条の2、第16条関係）

区分		使用料	
		単位	金額
卸売業務 施設	略		
	仲卸業務のため の利用	使用面積 1 平方メー トルにつき 1 月	830円
略			

備考

1～5 略

6 略

7 略

8 略

区分		使用料	
		単位	金額
卸売業務 施設	略		
	仲卸業務のため の利用	使用面積 1 平方メー トルにつき 1 月	830円
魚体選別 機	選別部	使用重量 1 キログラ ムにつき	2 円
	フィッシュポン プ	使用重量 1 キログラ ムにつき	50 銭
略			

備考

1～5 略

6 使用重量に 1 キログラム未満の端数があるときは、1 キ
ログラムとして計算するものとする。

7 略

8 略

9 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。